

令和8年度 遊休農地対策及び農地利用確保対策実施方針

- 1 毎月、担当区域内の農地の状況をパトロールします。
- 2 農地法に定められている農地利用状況調査を確実に行います。
- 3 再生利用が可能な荒廃農地所有者を対象として行われる利用意向調査を確実に行います。
- 4 農地利用状況調査により、遊休農地、農用外利用状況の農地を確認した場合は、「農地利用状況調査結果に基づく遊休農地、農用外利用状況の解消に係る指導要領」に基づき指導を行い、解消を図ります。
- 5 遊休農地の発生が懸念される状況の農地にあつては、所有者に適正管理を促し、さらには今後の利用等について相談に応じます。
- 6 現状変更申請のあつた農地は、計画どおり実施されているかを確認します。
- 7 農地転用申請のあつた農地は、転用計画どおりの工事が施工されているのか進捗状況を確認します。
- 8 農家相談には積極的に応じます。

遊休農地対策特別分科会 令和8年3月25日 確定